

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 役員退職給与の追加支給

Q：当社は、以前退職した役員に対して、業績不振等の理由から退職給与として相当であると認められる金額より低額の退職給与を支給しました。

この度、相当であると認められる金額と実際の支給額との差額を追加支給しようと思いますが、税務上何か問題はありますか。

A：追加支給額は、たとえ「退職給与として相当であると認められる金額」と実際の支給額との差額であっても、役員退職給与として損金算入は認められず、退職した役員に対する単なる寄付金等として取り扱われます。

「相当と認められる金額」全額を損金算入するためには、株主総会において「相当と認められる金額」についての支給決議を行い、その金額が具体的に確定した日の属する事業年度で未払金経理を行うか、実際に支給した日の属する事業年度において損金経理を行うことにより、実際の支給時期のみを遅らせる方法をとることになります。

なお、業績不振時の役員退職給与支給について、株主総会の決議を得ることが困難である等の理由から、支給決議そのものを業績回復まで遅らせるケースについては、損金算入時期を企業が恣意的に決定できることとなるため、利益調整の問題から損金算入が認められない可能性がありますので、注意が必要です。

